

## いじめ防止等対策組織

No	区分	旧	新	備考
1.	法第14条第1項に基づくいじめ問題対策連絡協議会 ※任意設置の機関	<b>杉並区青少年問題協議会</b> ※区長の附属機関として設置されている協議会を活用	(同左) ※杉並区青少年問題協議会条例を改正し、法第14条第1項に規定する協議会としての役割を明確に位置づける。	・同協議会は、いじめ問題を含む青少年問題を広く所管
2.	法第14条第3項に基づく教育委員会の附属機関  ※法第14条第1項に基づく協議会と連携して、いじめの防止等の対策を実効的に行うため任意設置の機関	なし	<b>杉並区いじめ問題対策委員会</b> ※新たに条例により設置 【委員構成】 ・学識経験者 ・弁護士 ・医師 ・社会福祉士 ・臨床心理士 等	・新設する対策委員会は、平時においては、区及び各学校のいじめ防止等の取組充実に向けた調査・審議を実施
3.	法第28条第1項に基づくいじめの重大事態に対する調査組織 ※義務設置の機関	<b>杉並区立学校いじめ問題調査委員会</b> ※教育委員会要綱に基づく庁内機関として設置 【委員構成】 ・教育委員会事務局次長 ・教育企画担当部長 ・庶務課長 ・済美教育センター所長 ・ 〃 統括指導主事	<b>杉並区いじめ問題対策委員会 (同上)</b> ※法第14条第3項に基づく委員会が、法第28条第1項に基づく調査組織の機能を兼務(平時の取組を踏まえ、より効果的・効率的な調査が可能) 委員構成は同上	・区立学校におけるいじめの重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を調査し、その結果等を教育委員会に報告(この調査結果等は、教育委員会から区長へ報告)

法：いじめ防止対策推進法